

ウクライナから避難された方の雇用について (事業主の皆様へ)

ウクライナ避難民の受入支援については、佐賀県が「ウクライナひまわりプロジェクト」を立ち上げ、30組を限度に受入れ、支援を進めていくこととしています。ハローワーク佐賀としても、佐賀県国際交流協会・佐賀市国際課と連携し、就労支援を進めています。

ハローワーク佐賀にはこれまで、14名のウクライナ避難民が求職登録され、うち8名の就職が決まりました（令和5年3月17日現在）。今後、滞在期間の長期化に伴い、就労を希望される方の増加が想定されます。

ウクライナ避難民の雇用について関心をお持ちの事業主の皆様は、ぜひ、ハローワーク佐賀にご連絡いただきますようお願いいたします。

- *まずは貴社において受入可能な職業、業務があるかどうかという観点からご検討ください。
- *受入れをご検討いただける場合はハローワーク佐賀において個別に調整し、職場見学や面接をサポートします。

連絡先 ハローワーク佐賀 職業相談第二部門
電話 0952-24-4362

よくある質問

Q 1. ウクライナから避難された方を雇用することができますか。

A 1. ウクライナから避難された方が、入国時の在留資格「短期滞在」から「特定活動」へ変更申請すれば、1年間の就労支援が認められます。

Q 2. 外国人を雇用した場合、どのような手続きが必要ですか。

A 2. 雇い入れと離職の際は、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等をハローワークに届け出る必要があります。

Q 3. 外国人労働者も社会保険（健康保険や厚生年金等）に加入する必要がありますか。

A 3. 社会保険（健康保険や厚生年金等）については、外国人労働者にも適用されますので、対象となる場合は加入が必要です。詳しくは、年金事務所にお尋ねください。

Q 4. 外国人労働者も雇用保険に加入する必要がありますか。

A 4. 国籍の如何を問わず、要件に該当する場合は被保険者となります。

Q 5. 外国人に対する労働関係法令の取扱いはどうなりますか。

A 5. 日本国内で就労する限り、国籍を問わず、原則として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等について、日本人と同じように適用されます。